

前住議員要望項目一覧

令和7年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 渇水対策について 本年は、梅雨時期から雨量が少なく、各方面で水不足が深刻化しています。この状況を受け、県では渇水対策等緊急事業を創設されましたが、今後は中長期的な視点での対応が不可欠だと考えますので、以下のとおり要望します。</p> <p>(1) 農業用水の確保 稲作をはじめ、畑作、果樹栽培においては、必要な時期に適切に水を供給できなければ、収量・品質に大きく影響を及ぼします。用水路に水が行き届かない地域の実態調査を行い、地域の実情に応じた多様な対策（河道管理、取水時間の制限、頭首工整備等）について協議・検討ができるよう、市町村等に必要な情報提供を要望します。</p>	<p>今回の渇水対応で得られた教訓から、用水が不足する地域においては日頃から水利用調整（番水・節水など）の在り方などの話し合いが重要である。この話し合いに基づき、地域の実情に応じた多様な取組が進むよう、既存の国庫補助事業（水利施設管理強化事業（渇水・高温対策））の活用を含め、改めて市町村等へ情報提供を行っていく。</p>
<p>(2) 防火用水生活用水の確保 火災発生時、防火水槽の水が不足すれば、消火活動の遅れにつながります。また、生活用水の確保も極めて重要です。 ついては、安全な水を必要な時に利用できる体制を確立することを要望します。</p>	<p>消火に使用する消防水利は、市町村が設置し、市町村及び消防局が点検を行っており、防火水槽は常に満水を保つなど平素から消防水利の確保に努めている。県では全国で多発した大規模林野火災を踏まえ、市町村及び消防局に働きかけ、消防団等地元の協力を得て、林野付近の消防水利の再点検を実施したところであり、万一水が不足する場合は、活用できる水利を把握するほか、水利の不足する林野火災の場合はヘリによる空中消火の早期実施など消火体制の整備に努めており、引き続き渇水の影響等も考慮した消防水利の確保について市町村に働きかけていく。</p> <p>また、災害時の飲料水や生活用水の供給は、鳥取県地域防災計画で市町村が実施することと定められており、県は当該市町村で実施が困難な場合、支援することとしているが、毎年市町村で備蓄品や給水体制を確認し、実効性を担保している。さらに、県は平成25年に災害時協力井戸登録制度を設け、市町村と連携し普及拡大に努め、登録井戸は160を超えており、引き続き生活用水の確保に取り組んでいく。</p>
<p>(3) 環境に配慮した森林施業の推進 森林は「緑のダム」として山の保水力を高める重要な役割を担います。ゾーニングに基づき、施業に適さない区域は広葉樹化を進めるほか、手入れの行き届かない森林をなくし、温暖化や渇水対策につながる森林整備を推進することを要望します。</p>	<p>クヌギ等の造林に係る支援や協働による里山林整備の支援を行っているが、引き続き広葉樹林化も含め健全な森林整備を推進していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2 農業施策について</p> <p>中山間地域の農地は、「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」などにより支援されていますが、高齢化や担い手不足により離農が進み、広域化やネットワーク化が必要な状況です。しかし、ネットワーク化加算や多面的機能支払交付金が満額受給できない事例があり、その負担を一部の者が背負っている現状があります。</p> <p>また、担い手不足を解消するためには、大学生や高校生と連携して農地維持支払事業を実施することも有効だと考えられます。しかし、現状、このような連携事業を企画するための予算が十分ではなく、取り組みづらいつながり状況となっています。</p> <p>中山間地域の農業の存続に向けて、こうした課題の改善について、国へ働きかけるよう要望します。</p>	<p>中山間地域における農地保全活動の継続にあつては、多様な人材の活用等による支援の充実が必要であり、本県においても、活動エリアの広域化推進など、人口減少に応じた対策を講じており、引き続き、多面的機能支払交付金等の取組拡大に向け、十分な予算確保を国へ要望していく。</p> <p>また、県独自で学生ボランティア派遣や企業連携等による農村支援を推進しており、維持管理の負担軽減と併せ、農村集落の活性化を図っていく。</p>
<p>3 鳥取県人権尊重の社会づくり条例に係る罰則規定について</p> <p>令和3年の条例改正以降も、県内では差別事案が発生しています。これまで可能な限りの対応がなされているものの、加害者が特定できず、差別行為の自覚や反省がなされているか不透明なケースもあります。そのため、被害者の方々は、不安な日々を過ごされていると思います。</p> <p>差別事案の発生者を明らかにし、その行為が誤りであることを指摘し、是正することが必要だと考えます。個別自治体での対応には限界があり、県全体で情報共有し、社会全体での差別事案を根絶する体制が求められます。国への法整備の働きかけと併せ、本条例への罰則規定導入の検討を要望します。</p>	<p>罰則規定については、平成17年に可決された「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が、当時全国から「人権侵害行為の定義があいまい」、「市民間の紛争や表現の自由にかかわる問題は司法の役割」、「表現の自由に抵触のおそれ」等の問題点を指摘され、県議会が凍結し、最終的に条例廃止に至った経緯があり、罰則規定の導入には慎重な検討が必要である。</p> <p>差別事象の発生を確認した市町村においては、差別行為の加害者が明らかである場合は、被害者に対する謝罪や人権研修の受講を求めるほか、差別行為の加害者が不明な場合は、広報や学習会等により改めて人権教育や啓発を進めるなどの取組が行われている。</p> <p>県では、市町村から報告のあった差別事象を、鳥取県差別事象検討小委員会において実態把握と原因・背景の分析、対応等の検討を行い、その結果を市町村と共有するとともに、HP上でその概要を公開し注意喚起するなど、同様の差別が発生しないよう取り組んでいる。</p> <p>また、国に対して人権侵害による被害者を救済するための人権救済制度の確立を要望しており、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 農福連携推進について</p> <p>作業所における工賃3倍計画については順調に進んでいることと考えますが、さらなる推進のためには、農福連携の強化が重要と考えます。農作業、規格外品の加工・販売などでの連携が期待されます。障がい者が活躍できるように、加工場を含めた環境整備の推進について要望します。</p>	<p>農福連携の推進に資する環境整備については、就労継続支援事業所の資機材購入経費や農業用施設の整備費、新商品の開発費、試験販売の経費等に活用できる県補助制度があり、ハード・ソフト両面で事業所の取組を支援している。</p> <p>また、県内各圏域に農福連携コーディネーターを配置し、農家と就労継続支援事業所のマッチングを行うとともに、県委託事業として「障がい者就労事業振興センター」が農産加工品の販路拡大等の支援も行っている。</p> <p>これらの取組を効果的に組み合わせ、意欲のある事業所や農家を継続的に支援し、農福連携を推進するとともに、関係者の意見を聞きながら今後の施策について検討していきたい。</p> <p>【令和7年度当初予算】</p> <p>・農福連携推進事業</p> <p style="text-align: right;">20,208千円</p>